

平成 23 年度第 1 回仁淀川町農業委員会会議録

1. 平成 23 年度第 1 回仁淀川町農業委員会を平成 23 年 5 月 30 日仁淀川町中央公民館 3 階会議室に召集する。

委員定数 21 名

現委員 21 名

2. 出席委員 17 名

(事務局) 3 名

欠席委員 4 名

3. 議案

議案第 1 号…農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について (2 件)

議案第 2 号…農地法第 3 条 1 項の規定による許可申請書の審議について (3 件)

その他

開会 午前 9 時 30 分

事務局 平成 23 年度第 1 回農業委員会総会の開会宣言

会長 挨拶

本日の出席数は 17 名、在任委員 21 名で過半数に達しており会は成立

本日の署名委員 (●●●● ●●●●) を指名し、議案の審議に入る。

議案第 1 号

(農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について)

○受付第 1 号 (所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、仁淀川町●●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業

譲受人は、仁淀川町●●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●●●番 台帳・現況とも畑で、面積 733 m²

譲渡理由は売買となっております。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

5月18日に、地区担当農業委員、譲渡人 ●●●●さん、譲受人 ●●●●さんの両氏立会のもと、現地確認を行う。また事務局と5月20日に現地確認を行う。

1. 権利を取得する●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、農業経営に必要な農作業に常時従事することを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員異議なく許可と決定する。

○受付第2号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高知市●●●●番地の●●●●さん、●●歳、無職

譲受人は、仁淀川町●●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業兼●●●●

土地の所在は、●●●●番 面積 2,007 m²

●●●●番 面積 856 m²

●●●●番 面積 481 m²

●●●●番 面積 254 m²

以上4筆で 面積 3,598 m² 全て台帳・現況とも畑

譲渡理由は、売買となっております。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

5月20日に、地区担当農業委員、事務局、譲受人 ●●●●さんの立会のもと、現地確認を行う。

1. 権利を取得する●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、取得後3年間以上耕作することを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、農業経営に必要な農作業に常時従事することを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員異議なく許可と決定する。

議案第 2 号

(農地法第 3 条 1 項による許可申請意見決定の件)

○受付第 1 号 (所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、仁淀川町●●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業

譲受人は、高知市●●●●番の●●●●さん、●●歳、農業兼●●●●

土地の所在は、●●●●番 台帳・現況とも畑で、面積 287 m²

●●●●番 台帳・現況とも畑で、面積 609 m²

以上 2 筆で合計面積 896 m²で、いずれも譲渡理由は売買となっております。

[地区担当農業委員 ●●●●委員]

5 月 20 日に、地区担当農業委員、事務局と現地確認、また 5 月 22 日に譲受人 ●●●●さんとその父と 3 人で現地確認を行う。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●●●さんは、取得後 3 年間は耕作することを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、農業経営に必要な農作業に常時従事することを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が 10 アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員異議なく許可と決定する。

○受付第 2 号 (所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、仁淀川町●●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業

譲受人は、高知市●●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業兼●●●●

土地の所在は、●●●●番 台帳・現況とも畑で、面積 343 m²

譲渡理由は売買となっております。

[地区担当農業委員 ●●●●委員]

5 月 20 日に、地区担当農業委員、事務局とで現地確認、また 5 月 22 日に譲受人 ●●●●さん立会のもと、現地で話をきく。

1. 現地は、農地であることを確認。

2. 権利を取得する●●●●さんは、取得後3年間は耕作することを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、農業経営に必要な農作業に常時従事することを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において、農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員異議なく許可と決定する。

○受付第3号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業
譲受人は、高岡郡佐川町●●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業
土地の所在は、●●●●番 台帳・現況とも畑で、面積170㎡
譲渡理由は売買となっております。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

5月20日に、地区担当農業委員、事務局、譲受人 ●●●●さんの立会のもと、現地確認を行う。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●●●さんは、取得後3年間は耕作することを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、農業経営に必要な農作業に常時従事することを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において、農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員異議なく許可と決定する。

その他

1 全体研修の日程について

事務局 ●●より説明。

昨年度から研修先について検討してきましたが事務局一任ということになりましたので、事務局からの案について説明する。

研修は、農家レストランでの研修を計画 「秋津野ガルデン」
行先は、和歌山県田辺市秋津野
日程は、10月6日（木）～7日（金）の1泊2日

全員一致で承認となる。

2 平成23年度異動に伴う事務局職員の自己紹介

- 仁淀分室から池川分室の担当に。
- 新たに仁淀分室の担当に。

会 長 以上で平成23年度第1回農業委員会を閉会する。

閉会 午前10時00分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員

署名委員